

新規上場申請のための半期報告書

(第8期中間会計期間)

自2025年4月1日
至2025年9月30日

株式会社バトonz

目 次

頁

表 紙

第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	2
第2 事業の状況	3
1 事業等のリスク	3
2 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	3
3 重要な契約等	5
第3 提出会社の状況	6
1 株式等の状況	6
(1) 株式の総数等	6
(2) 新株予約権等の状況	6
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	7
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	7
(5) 大株主の状況	8
(6) 議決権の状況	8
2 役員の状況	9
第4 経理の状況	10
1 中間財務諸表	11
(1) 中間貸借対照表	11
(2) 中間損益計算書	12
(3) 中間キャッシュ・フロー計算書	13
2 その他	18
第二部 提出会社の保証会社等の情報	19

[期中レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	新規上場申請のための半期報告書
【提出先】	株式会社東京証券取引所 代表取締役社長 岩永 守幸 殿
【提出日】	2026年3月17日
【中間会計期間】	第8期中（自2025年4月1日 至2025年9月30日）
【会社名】	株式会社バトonz
【英訳名】	Batonz. Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役CEO 神瀬 悠一
【本店の所在の場所】	東京都中央区築地三丁目12番5号
【電話番号】	03-6773-5004（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員CFO 木村 博史
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区築地三丁目12番5号
【電話番号】	03-6773-5004（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役CFO 木村 博史

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第8期 中間会計期間	第7期
会計期間	自2025年4月1日 至2025年9月30日	自2024年4月1日 至2025年3月31日
売上高 (千円)	887,505	1,379,603
経常利益 (千円)	103,940	57,738
中間（当期）純利益 (千円)	66,919	41,053
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—
資本金 (千円)	100,000	100,000
発行済株式総数 (株)	43,123	43,123
純資産額 (千円)	510,716	443,797
総資産額 (千円)	843,665	688,487
1株当たり中間（当期）純利益 (円)	15.52	9.52
潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益 (円)	—	—
1株当たり配当額 (円)	—	—
自己資本比率 (%)	60.54	64.46
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	210,307	145,644
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△32,438	△58,454
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—
現金及び現金同等物の中間期末（期末）残高 (千円)	501,575	323,705

- （注） 1. 当社は中間連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
3. 当社は、2026年1月8日付で普通株式1株を100株に株式分割しております。7期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1株当たり中間（当期）純利益」を算定しております。
4. 当社は、第7期中間会計期間については中間財務諸表を作成していないため、第7期中間会計期間に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
5. 持分法を適用した場合の投資利益については、当社は関連会社を有していないため記載しておりません。
6. 1株当たり配当額については、配当を実施していないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当中間会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間会計期間の末日現在において判断したものであります。なお、当社は、前中間会計期間については中間財務諸表を作成していないため、前年同中間会計期間との比較分析は行っておりません。

（1）財政状態の状況

（資産の部）

流動資産は、前事業年度末と比較して142,232千円増加し、661,999千円となりました。これは、主として売掛金が42,500千円減少した一方で、現金及び預金が177,869千円増加したことによります。

固定資産は、前事業年度末と比較して12,945千円増加し、181,666千円となりました。これは、主として自社利用目的のソフトウェア取得により無形固定資産が11,572千円増加したことによります。

この結果、当中間会計期間末の総資産は前事業年度末と比較して155,177千円増加し、843,665千円となりました。

（負債の部）

流動負債は、前事業年度末と比較して88,258千円増加し、332,948千円となりました。これは、主として預り金が55,899千円増加したことや、未払法人税等が12,338千円増加したことによります。預り金増加の主な要因は当社が提供するエスクローサービスによるM&A譲渡対価の一時預りの増加によるものです。

この結果、当中間会計期間末の負債合計は前事業年度末と比較して88,258千円増加し、332,948千円となりました。

（純資産の部）

純資産は、前事業年度末と比較して66,919千円増加し、510,716千円となりました。これは、主として利益剰余金が中間純利益の計上により66,919千円増加したことによります。

（2）経営成績等の状況

当社は当中間会計期間において、当社が運営するM&AプラットフォームであるBATONZ内での成約組数が385組となりました。プレミアムサポートプランの受託・成約が伸長したこと、買い手向けサブスクリプションプランのうち上位プランの会員数が増加、M&Aアドバイザー向け会員プラン加入者数の増加、2025年4月より金融機関向けM&A支援システム（B MASS）の有償提供がスタートしたこと等が売上に貢献しております。その他、国策であるM&A・事業承継分野における官公庁や地方公共団体からの受託事業及び事業提携にも積極的に推進しております。

この結果、当中間会計期間の経営成績は、売上高887,505千円、営業利益103,099千円、経常利益103,940千円、中間純利益66,919千円となりました。

（3）キャッシュ・フローの状況

当会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は501,575千円であり、前事業年度末と比べ177,869千円の増加となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果、獲得した資金は210,307千円となりました。これは、主として法人税等の支払額が27,033千円あった一方で、税引前中間純利益の計上103,940千円や預り金の増加額56,261千円、売上債権の減少額42,500千円、その他の増加額14,308千円があったことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果、使用した資金は32,438千円となりました。これは、主として自社利用目的のソフトウェアである無形固定資産の取得による支出30,141千円があったことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動による資金の増減は発生しておりません。

(4) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

(5) 経営方針・経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当中間会計期間において、当社が定める経営方針・経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等について重要な変更はありません。

(6) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当中間会計期間においては、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

(7) 研究開発活動

該当事項はありません。

(8) 経営成績に重要な影響を与える要因

当中間会計期間においては、当社の経営成績に重要な影響を与える要因について重要な変更はありません。

(9) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当中間会計期間においては、当社の資本の財源及び資金の流動性に係る情報について重要な変更はありません。。

3 【重要な契約等】

該当事項はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	500,000
計	500,000

(注) 2026年1月7日開催の臨時株主総会決議に基づく定款変更により、発行可能な株式の総数を50万株から1,700万株に変更しております。

②【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数（株） (2025年9月30日)	提出日現在発行数（株） (2026年1月8日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	43,123	4,312,300	非上場	株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。1単元の株式数は、100株であります。
計	43,123	4,312,300	—	—

(注) 1. 2025年12月12日開催の取締役会決議により、2026年1月8日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は4,269,177株増加し、4,312,300株となっております。

2. 2026年1月7日開催の臨時株主総会決議に基づく定款変更により、1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(2)【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

②【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数 増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
2025年4月1日 ～2025年9月30 日	—	43,123	—	100,000	—	175,122

(注) 2026年1月8日に普通株式1株を100株に分割したことにより、4,269,177株増加しております。

(5) 【大株主の状況】

2025年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式（自己 株式を除く。）の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
株式会社日本M&Aセンターホールディングス	東京都千代田区丸の内一丁目8-2 鉄鋼ビルディング 24階	14,000	32.47
神瀬 悠一	埼玉県和光市	9,500	22.03
宮竹 秀太郎	石川県小松市	5,999	13.91
XTech2号投資事業有限責任組合	東京都中央区八重洲一丁目5-20 東京建物八重洲さくら通りビル3階	3,650	8.46
アニマルスピリッツ1号投資事業有限責任組合	東京都港区浜松町二丁目2番15号浜松町ダイヤビル2階	3,525	8.17
DIMENSION2号投資事業有限責任組合	東京都港区虎ノ門五丁目9番1号	3,150	7.30
株式会社バトンズ社員持株会	東京都中央区築地三丁目12番5号	869	2.02
鈴木 安夫	埼玉県さいたま市浦和区	650	1.51
渡部 恒郎	東京都港区	300	0.70
林田 幸一	東京都中央区	200	0.46
朝倉 祐介	東京都世田谷区	200	0.46
計	—	42,043	97.50

(注) 2026年1月8日に普通株式1株を100株に分割したことにより、4,269,177株増加しておりますが、上記株式数については、当該株式分割前の株式数を記載しております。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年9月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 43,123	43,123	株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	43,123	—	—
総株主の議決権	—	43,123	—

(注) 1. 2026年1月8日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っておりますが、上記株式数については、当該株式分割前の株式数を記載しております。

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

また、当社は、財務諸表等規則第1編及び第3編の規定により第1種中間財務諸表を作成しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、中間会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）に係る中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる期中レビューを受けております。

3. 中間連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので中間連結財務諸表を作成しておりません。

4. 最初に提出する半期報告書の記載上の特例

当新規上場申請のための半期報告書は、「企業内容等開示ガイドライン24の5－6」の規定に準じて前年同期との対比は行っておりません。

1 【中間財務諸表】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	当中間会計期間 (2025年 9 月 30 日)
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	501, 575
売掛金	132, 925
その他	32, 517
貸倒引当金	△5, 018
流動資産合計	661, 999
固定資産	
有形固定資産	20, 372
無形固定資産	
ソフトウェア	100, 723
その他	30, 627
無形固定資産合計	131, 351
投資その他の資産	29, 942
固定資産合計	181, 666
資産合計	843, 665
負債の部	
流動負債	
買掛金	12, 651
未払金	52, 208
未払費用	73, 374
未払法人税等	39, 312
契約負債	24, 341
預り金	71, 987
賞与引当金	32, 368
その他	26, 705
流動負債合計	332, 948
負債合計	332, 948
純資産の部	
株主資本	
資本金	100, 000
資本剰余金	
資本準備金	175, 122
その他資本剰余金	31, 868
資本剰余金合計	206, 990
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	203, 725
利益剰余金合計	203, 725
株主資本合計	510, 716
純資産合計	510, 716
負債純資産合計	843, 665

(2) 【中間損益計算書】

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
売上高	887,505
売上原価	140,166
売上総利益	747,338
販売費及び一般管理費	※ 644,239
営業利益	103,099
営業外収益	
受取利息	491
償却債権取立益	350
営業外収益合計	841
経常利益	103,940
税引前中間純利益	103,940
法人税、住民税及び事業税	39,371
法人税等調整額	△2,350
法人税等合計	37,021
中間純利益	66,919

(3) 【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前中間純利益	103,940
減価償却費	22,425
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△3,406
賞与引当金の増減額 (△は減少)	7,110
受取利息及び受取配当金	△491
償却債権取立益	△350
売上債権の増減額 (△は増加)	42,500
棚卸資産の増減額 (△は増加)	32
仕入債務の増減額 (△は減少)	△3,718
預り金の増減額 (△は減少)	56,261
未払消費税等の増減額 (△は減少)	△2,114
その他	14,308
小計	236,500
利息及び配当金の受取額	491
償却債権取立益の受取額	350
法人税等の支払額	△27,033
営業活動によるキャッシュ・フロー	210,307
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△2,297
無形固定資産の取得による支出	△30,141
投資活動によるキャッシュ・フロー	△32,438
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	177,869
現金及び現金同等物の期首残高	323,705
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 501,575

【注記事項】

(中間損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

当中間会計期間 (自2025年4月1日 至2025年9月30日)	
給与手当	208,686千円

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

当中間会計期間 (自2025年4月1日 至2025年9月30日)	
現金及び預金勘定	501,575千円
現金及び現金同等物	501,575千円

(株主資本等関係)

当中間会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社の事業セグメントは、M&Aプラットフォーム事業のみの単一セグメントであり重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社はM&Aテクノロジー事業の単一セグメントであり、財又はサービスを種類別に分解した収益は以下のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
M&Aプラットフォームサービス	643,440
M&A SaaSサービス	224,917
その他	19,147
顧客との契約から生じる収益	887,505
その他の収益	—
外部顧客への売上高	887,505

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間会計期間 (自2025年4月1日 至2025年9月30日)
1株当たり中間純利益	15.52
中間純利益(千円)	66,919
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る中間純利益(千円)	66,919
普通株式の期中平均株式数(株)	4,312,300

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

2. 当社は、2025年12月12日開催の取締役会決議により、2026年1月8日付で普通株式1株につき、100株の割合で株式分割を行っております。第6期の期首に株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失額を算定しております。

(重要な後発事象)

1. 株式分割及び単元株制度の採用

当社は、2025年12月12日開催の取締役会決議に基づき、2026年1月8日をもって株式分割を行っております。また、2026年1月7日開催の臨時株主総会により、発行可能株式総数の変更及び単元株制度の導入に関する定款の一部変更を決議しております。

(1) 株式分割、単元株制度採用の目的

当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、1単元を100株とする単元株制度を採用いたします。

(2) 株式分割の概要

①分割の方法

2026年1月8日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通

株式を、1株につき100株の割合をもって分割しております。

②分割により増加した株式数

株式分割前の発行済株式総数43,123株

今回の分割により増加する株式数4,269,177株

株式分割後の発行済株式総数4,312,300株

株式分割後の発行可能株式総数17,000,000株

③分割の効力発生日

2026年1月8日

④1株当たり情報に与える影響「1株当たり情報」は、当該株式分割が前事業年度の期首に行われたものと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に反映されております。

(3) 単元株制度の採用

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

2. 株式分割に伴う定款の一部変更

(1) 変更の理由

今回の株式分割にともない、会社法第184条第2項の規定に基づき、2026年1月8日をもって当社定款第6条に定める発行可能株式総数を変更いたしました。

(2) 変更の内容

今回の株式分割にともない、変更の内容は以下のとおりです。(下線は変更箇所)

現行定款	変更後定款
(発行可能株式総数) 第6条当会社の発行可能株式総数は、 <u>50万株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条当会社の発行可能株式総数は、 <u>1,700万株</u> とする。

(3) 定款変更の日程

株主総会決議日 2026年1月7日(水)

効力発生日 2026年1月8日(木)

3. その他

今回の株式分割に際して、資本金の額の変更はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026 年 3 月 10 日

株 式 会 社 バ ト ン ズ

取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人トーマツ
東 京 事 務 所

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員

公認会計士

中 安 正

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員

公認会計士

杉原伸太郎

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第 216 条第 6 項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社バトンズの 2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日までの第 8 期事業年度の中間会計期間（2025 年 4 月 1 日から 2025 年 9 月 30 日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社バトンズの 2025 年 9 月 30 日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上